

令和3年関川村議会7月（第6回）臨時会議会議録（第1号）

○議事日程

令和3年7月13日（火曜日） 午後1時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 委員長報告
 - 第 4 議案第45号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 5 議案第46号 道の駅リニューアル工事請負契約の締結について
 - 第 6 議案第47号 令和3年度関川村一般会計補正予算（第4号）
 - 第 7 議案第48号 令和3年度関川村有温泉特別会計補正予算（第1号）
 - 第 8 議案第49号 財産の取得について
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 委員長報告
 - 第 4 議案第45号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 5 議案第46号 道の駅リニューアル工事請負契約の締結について
 - 第 6 議案第47号 令和3年度関川村一般会計補正予算（第4号）
 - 第 7 議案第48号 令和3年度関川村有温泉特別会計補正予算（第1号）
 - 第 8 議案第49号 財産の取得について
-

○出席議員（10名）

1番	渡 邊 秀 雄 君	2番	近 壽 太 郎 君
3番	鈴 木 紀 夫 君	4番	伊 藤 敏 哉 君
5番	小 澤 仁 君	6番	加 藤 和 泰 君
7番	高 橋 正 之 君	8番	平 田 広 君
9番	伝 信 男 君	10番	菅 原 修 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	加	藤	弘	君
副	村	角	幸	治	君
総務政策課長	野	本	誠	君	
住民税務課長	渡	邊	浩	一	君
観光地域政策室長	大	島	祐	治	君

○事務局職員出席者

事	務	局	長	熊	谷	吉	則
主			幹	渡	辺	め	ぐ美

午後１時００分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和３年関川村議会７月（第６回）臨時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんのみに、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第１、会議録署名議員の指名

○議長（渡邊秀雄君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、４番、伊藤敏哉さん、５番、小澤 仁さんを指名します。

日程第２、諸般の報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第２、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第９項の規定により、定例監査及び補助金等財政援助団体監査の結果報告書並びに地方自治法第235条の２第３項の規定により、令和３年５月分の例月出納検査結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第３、委員長報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第３、委員長報告を行います。

総務厚生・産業建設常任委員会報告及び産業建設常任委員会報告の以上２件について、一括して産業建設常任委員長から報告を求めます。委員長、高橋正之さん。

○産業建設常任委員長（高橋正之君）

総務厚生・産業建設常任委員会調査報告書

標記の委員会を下記のとおり行ったので、関川村議会会議規則第77条の規定により報告します。

記

１．視察を行った日 令和３年６月24日木曜日

２．参加者

総務厚生常任委員会 小澤 仁、渡邊秀雄、平田 広

産業建設常任委員会 高橋正之、伝 信男、菅原 修、近 壽太郎、鈴木紀夫
議会事務局 2 名

3. 視察地及び調査事項

キジゴヤ沢復旧治山工事現場（大石地内）
間伐材を利用した治山ダム

4. 調査概要

対応者 株式会社山嘉土建 土木部 斎藤竹敏 ほか 1 名

治山ダムは関東森林管理局下越森林管理署村上支署の事業で、工期は令和 3 年 3 月 18 日から令和 3 年 11 月 30 日までです。施工業者は株式会社山嘉土建で、契約金額は約 4,200 万円です。

この治山ダムは、コンクリートを流し込む際の型枠などに間伐材を使用し、木材の有効利用を図っています。

5. まとめ

木材を使用していることにより、腐食による補修や経過観測などの対策が必要となってきます。しかし、間伐材の利用拡大につながることで、景観や環境へ配慮された治山ダムであるため、今後も積極的に利用していただきたいと思います。なお、下越森林管理署では、下流側に同等のものを 2 基施工する予定であるとのことでした。

以 上

令和 3 年 7 月 13 日

総務厚生常任委員会

委員長 伊 藤 敏 哉

産業建設常任委員会

委員長 高 橋 正 之

関川村議会議長 渡 邊 秀 雄 様

産業建設常任委員会調査報告書

標記の委員会を下記のとおり行ったので、関川村議会会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1. 視察を行った日 令和 3 年 6 月 17 日木曜日、27 日日曜日、7 月 6 日火曜日

2. 参加者

議 長 渡邊秀雄

委員長 高橋正之 委員 伝 信男、菅原 修、近 壽太郎、鈴木紀夫

議 員 伊藤敏哉、小澤 仁

議会事務局 2 名

3. 視察地及び調査事項

鮎谷集落内での有害鳥獣対策に係る集落環境診断

4. 調査概要

集落環境診断とは、専門家と現地を歩きながら、獣害に遭っている場所や遭いそうな場所などを調べ、その結果を地図上にまとめ、住民でできる対策を検討し実践する活動です。

関川村では、今年度、鮎谷集落で実施することになり、産業建設常任委員会も参加しました。

5. まとめ

今回は、主に猿とイノシシの駆除対策です。捕獲のみに頼らない自己防衛意識の高揚と被害防止に関する正しい獣害対策を習得することが被害を減らすことにつながります。今後も猟友会、行政、地域住民が一体となり、対策を推進することが重要だと思います。

以 上

令和 3 年 7 月 13 日

産業建設常任委員会

委員長 高 橋 正 之

関川村議会議長 渡 邊 秀 雄 様

○議長（渡邊秀雄君） 会議規則第43条及び議会運営規程第88条の規定により、最初の委員長報告に対する質疑は許可しません。

次の委員長報告に対する質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

日程第 4、議案第 4 5 号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第 4、議案第 45 号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 臨時議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様、ご多用のところお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

村内での新型コロナワクチン接種についてですが、当村におきましてはワクチンの供給量も確保できており、接種も順調に進んでおります。高齢者の接種につきましては、1 回目はほぼ完了し、

2回目も今月下旬には完了見込みです。続いて、基礎疾患のある方や60歳から64歳までの方の接種を始めております。59歳以下の皆様にはネット予約をお願いすることとなりますが、50歳代の受付を昨日開始したところでございます。以下、年代ごとに、順次、予約受付を開始をいたします。なお、16歳から19歳の皆様には、夏休み中に接種が受けられるよう、優先して接種券を送付したところでございます。

また、梅雨も後半になりまして、全国各地で土砂災害が発生をしております。県内は、明日以降は今のところ天候が回復する見通しですが、今後の気象状況を見ながら、気を緩めずに防災対応をしっかりとまいりたいと考えております。

本題でございますが、議案第45号でございます。関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴い改正するもので、令和3年9月1日から施行するものです。その内容について、住民税務課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡邊浩一君） 議案第45号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、令和3年9月1日から施行されることになりました。これにより、地方公共団体情報システム機構、J-LISが個人番号カード、マイナンバーカードを発行する主体として明確化されるとともに、J-LISは、個人番号カードの発行に係る手数料を徴収することができるようになり、さらに、この手数料の徴収事務について市町村長に委託することができるようになります。現在は、個人番号カードの再交付手数料を関川村手数料に関する条例において村が定め徴収しておりますが、不要となるため、当条例の別表第15号の規定を削り、以降、号番号を繰り上げることとして、法律の施行日に合わせた令和3年9月1日から施行するものです。

なお、令和3年9月1日からは、J-LISから委託を受けて手数料を徴収することになります。が、手数料の額1件800円は、これまでどおり変更がない予定です。

説明は以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。

今ほどの個人識別番号、マイナンバーの話なので、ちょっと伺いたいと思います。

今年に入ってから、国のほうもマイナンバー普及を促すためにマイナポイント制度ですとか、い

ろいろ施策を打ってまいりましたし、村のほうでも休日を使つてのマイナンバーカードの作成等々いろいろ動きがあるようですが、今のところ、村内でのマイナンバーカードの進捗率、分かりましたらお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡邊浩一君） 6月末現在の交付率でございますけれども、32.2%がマイナンバーをもう交付済みであるということであります。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第46号 道の駅リニューアル工事請負契約の締結について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第5、議案第46号 道の駅リニューアル工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第46号は、道の駅リニューアル工事請負契約の締結についてでございます。現在工事を進めております道の駅リニューアル工事のうち、第2工区に関するものでございます。既に仮契約を締結しており、議会の議決をいただいて本契約とするものでございます。

具体的な内容は、総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、道の駅リニューアル工事請負契約の締結についてご説明をさせていただきます。

工事名は、令和2年度の繰越事業でございます、道の駅リニューアル工事（第2工区）でございます。契約方法は指名競争入札でございます、10社指名したところでございます。契約金額は6,215万円、契約の相手方は株式会社渡辺組さんでございます。

なお、第2工区の工事の内容につきましてですが、道の駅の園内の道路改修、芝生広場の掘削、駐車場の整備、排水工事、ゆ〜む駐車場舗装、情報センター区画線引き直しということになっております。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

仮契約6,215万円、大体あの辺の改修工事の4分の1ぐらいですか、この金額。それで、前々から関川村の風習であった特定3者というのがあったんですけれども、現在もそういう入札方法を取られているのかどうかを聞きたいと思います。3,000万円以上は、入札にかたれないような業者いっぱいあったんですけれども。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 工事請負の約款的には、Aランク、Bランク、Cランクというような規定もございますけれども、今、それは実際のところは適用してございません。今回でいいですよ、結果的には村内業者ですけれども、村内の10社を指名して入札を行ったということでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 小澤です。

今回の競争入札、落札率を教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 落札率でございますが、99.75%でございました。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

今の件でもう一回質問させてもらいたいんですけれども、関川村はいつも九十数%で、100%近い落札率になっています。よそと比べると、下手すると20%近く落札率が高いような感じがするんですけれども、前々からやっぱりその関川村の落札率が高いということによそからも言われているし、我々もいろんなところでこう聞かされているんですけれども、その辺の要因についてちょっと、村長、何かあるかどうかを聞きたいんですけれども。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 私もこのところ入札の落札率を見ていますと、村内だけでの指名の場合、95%から九十、100%近いことになっております。何かあるかと、私、分かりませんが、それぞれ切磋琢磨、競争し合いながら技術力を高めていただいて、なるべく村とすればいい製品を安くという意味での入札ですから、その機能が働くように、業界全体も切磋琢磨していただきたいなと思っていますところでは。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 総務課長、入札金額の上、一番上と一番下。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、お答えいたします。

一番安い金額は、落札されました税抜きで5,650万円でございます。それから、一番高く入れられた業者さんは5,780万円でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第47号 令和3年度関川村一般会計補正予算（第4号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第6、議案第47号 令和3年度関川村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第47号は、令和3年度関川村一般会計補正予算（第4号）でございます。

これは、コロナ禍における旅館や飲食店等に対する支援費や、道の駅リニューアル工事に関連して必要となる事業費を補正するものでございます。

詳細は、総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、第4号となりました一般会計補正予算、説明をさせていただきます。

760万円を追加いたしまして、予算総額50億160万円とするというものでございます。

初めに、8ページをお願いいたします。8ページ、歳出でございます。

6款商工労働費1項商工観光費です。まず、補助金で460万円計上でございます。具体的中身につきましては、一番最後に説明をさせていただきます。

それから、14節の工事請負費、こちらは健康増進施設の整備によりまして、ゆ〜むの受変電設備の改修が必要になったというものでございまして、300万円計上させていただきました。

7ページ、歳入でございます。

まず、18節の補助金に対応する財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。460万円。

それから、工事費に対応する財源といたしましては、繰越金として300万円計上をさせていただきます。

それで、補助金の内容でございますが、別紙で資料ということでお手元に配らせていただきました。そちらのほうをご覧いただきたいと思います。

今回のそのコロナ対策の事業でございますけれども、趣旨といたしましては、飲食店あるいは宿泊業者さん、まずは感染症対策をしっかりと行っていただいて、お客様を迎え入れる環境を整えてくださいということです。その上で、自信を持ってお客様をお迎えしてほしいということでの補助金でございます。

まず1つ目が、宿泊事業者感染防止対策支援事業補助金、予算で200万円でございます。これは、県の事業への上乗せ補助ということでございまして、対象者は、村内の宿泊事業者であって、にいがた安心なお店応援プロジェクトの認証を受けた事業者ということです。

支援内容は、感染防止対策に資する物品購入の経費の補助、それから、新たな需要に対応するための施設改修など前向きな投資に要する経費の補助でございます。

補助率につきましては、県が8分の6ということになっておりまして、そこに村が8分の1上乗せするということです。そうしますと、受益者は8分の1の負担ということになります。ただし、上限額も設けておりまして、これは施設の規模ごとに応じて設定をさせております。9室以下の場合、県が75万円、村が12万5,000円の補助の上限額でございます。10室以上29室以下の場合は、県が

150万円、村が25万円という設定にさせていただきます。

それから、（２）といたしまして、安心安全なお店応援事業補助金、予算額260万円でございます。こちら県の上乗せ補助の分と、それから、村の単独の分の村の単独補助ということでなっております。

対象となるのは、食品衛生法の許可を受けている村内の飲食店で、にいがた安心なお店応援プロジェクトの認証を受けた飲食店ということでございます。

支援内容につきましては、まず1つ目が、この認証を受けた店舗が行った感染症の予防対策に係る設備整備費への助成でございます。補助率は4分の3、これが県でございます、ここに村が4分の1上乗せをするということです。そうしますと、受益者負担がなしで取り組めるわけでございます。まずは、繰り返しになりますが、しっかりと感染症対策をしてくださいということで、こういう制度設定にさせていただきます。それから、補助の上限額も設けております。県が50万円、村が16万円です。

そして②が、このしっかりと対策をしたのでありますから、広告もしっかり打ってお客様を呼び込んでほしいということで、広告宣伝費につきましては村が単独で補助しましょうということで、補助率2分の1、上限額10万円ということで設定をさせていただきました。

なお、この県の認証制度につきましては、県のほうでも申請を受け付けております。村のほうでも、担当部署で各店舗、個別訪問をした上で、申請をしてくださいということで促しながら対応をしているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 今ほどの説明がありました別紙の部分になります。宿泊施設、それから飲食店、それぞれ県のにいがた安心なお店応援プロジェクトの認証という言葉が出てまいります。村のほうとしても、今、担当ごとに回って、訪問して加入促進を促している状況というお話だったんですけれども、状況のほうの内容説明をお願いしてよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 今の飲食店のヒアリングの状況についてお知らせをさせていただきます。

まず、6月17日木曜日からスタートしたかと思います。それぞれ時間を決めて、この認証制度についての周知、それから、今現在、旅館、飲食店でどんなことを前向きにやっていきたいかというようなことをヒアリングさせていただきました。17、18と回って、その後、少し時間が空いたんですが、先週、また回らせていただいて、全店舗という格好で済んで、この事業の周知というか、こ

ういった取組をしてみたいと思っているがどう思うというようなことも含めて、ヒアリングのほうをさせていただきました。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 村内の宿泊施設もそうですし、旅館、飲食店なんかもそうなんですけれども、それぞれの状況に応じてやっぱり格差というのがどうしても出てきていると思うんですよ。これから本当に事業を大きくしていこう、次世代に向けてやっていこうという店もあれば、中には、こういった状況も受けて、もういつどうしようかと考えているところも様々あるかと思うんですけれども、村側のスタンスとして、今、お知らせをして調査をしたという話だったんですけれども、その後、どんなふうな活動へ向けていかれるかというあたりをお聞かせいただいてよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） ヒアリングの状況でございますが、もう既にこの制度、県のにいがた安心なお店応援プロジェクトについて知っていて、もう認証を受けたいと言っているところもございますし、我々がヒアリングにお伺いしたときに、じゃあ、その申請を考えますというようなお店もございました。

また、中には、今ほどおっしゃられたとおり、今後のその事業の継承という部分に問題を抱えられているというようなお話もありまして、誰かその事業を継いでほしいようなニュアンスのお話も我々いただいてまいりました。その中で、私ども、いろんな対外的に、この事業だけを何とか継げないかというようなことを今私どもも検討をしておりますので、何とか旅館を維持できるような形で、その事業者さんのほうに意に沿った形で提案できるような工面をですね。今、我々も検討し、対外的に何とか発信したいというふうに考えておりますので、明確にこれだというものはまだ準備してございません。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 支援内容、飲食店のほうの支援内容の②ですね。宣伝広告費2分の1補助というのがあるんですけれども、お店個々で宣伝広告はなかなか難しいと思うんですが、どういった形というのを考案されてこういったものを提案していくのかというあたりの説明をお願いしていいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） それでは、広告宣伝費のほうについてでございますが、当初は新聞広告等で、それこそ先ほどお話がありましたとおり、個の旅館であつたり飲食店、規模に応じてやっぱりやれることという部分が制限あるかと思えます。そういったことを踏まえまして、それぞれに対応できるような形を取りたいということで、幅を持たせての広告宣伝費の補助をしたいというふうに考えております。中には、まだホームページが充実していないような店舗等もございま

すので、そういった広告宣伝、前向きに情報を発信できるようなところに支援をしてみたいということで、今回の広告費補助を検討させていただきました。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

この補助制度、いろいろあるんですけれども、申請してもなかなか金が入ってくるまで時間がかかると。そういうことで、今、国では、何かこの補助金の前倒しという形を考えているみたいなんですけれども、村としてはどういう対応を、そういう補助金が入ってくるのが遅いということに対して、何か対応を考える余地はないですか。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 補助金の支払いにつきましては、可能な限り速やかに支出をさせていただいているつもりでございますので、今後も遅滞なく支出できるように職務に当たっていきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） そういう改修したりする人にすれば、やっぱり金、こういうご時世だから、金のない時期にやるわけですね。そんな中で、やっぱりその取引業者に迷惑はかけられないと、そんなことで、やっぱり取引業者にはなるべく金は払いたい。しかし、補助金、申請してもなかなか入ってこない。この辺でちょっと苦慮している人もいるみたいなんですけれども、できれば、なるべく早くその補助金を交付できるような形でやっていただきたいと思いますので、再度お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 補助金でございますので、申請を受けましたら、速やかに事務処理のほうを進めさせていただきたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第47号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第48号 令和3年度関川村有温泉特別会計補正予算（第1号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第7、議案第48号 令和3年度関川村有温泉特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第48号は、令和3年度関川村有温泉特別会計補正予算（第1号）でございます。これは、温泉施設を維持管理するために必要な事業費を補正するものでございます。

具体的内容については、観光地域政策室長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） それでは、第1号の関川村有温泉特別会計補正予算について説明をさせていただきます。

歳入歳出それぞれに170万円を追加し、予算額810万円とさせていただくものでございます。

705ページをご覧くださいと思います。

湯沢温泉の施設管理費でございます。湯湯ポンプの購入ということで、6月7日に湯沢3号井の湯湯ポンプが動いていないという連絡が入りまして、送湯を止めたということでございます。その後、8日にこのポンプのほうをリセットをして再稼働させましたが、数回にわたってポンプが止まるというような案件がございまして、今回この湯湯ポンプの購入をさせていただくことになっております。現在は予備ポンプで準備していたポンプを井戸の中に投入してございまして、新たな予備ポンプを導入する必要があるまして、今回170万円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第48号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号については委員会付託を省

略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第49号 財産の取得について

○議長(渡邊秀雄君) 日程第8、議案第49号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第49号は、財産の取得についてでございます。現在建設を進めております健康増進施設に整備いたしますトレーニング機器等の備品購入につきまして、このたび入札を執行いたしました。既に仮契約を締結しており、議会の議決をいただいて本契約とするものでございます。

詳細につきましては、総務政策課長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 総務政策課長。

○総務政策課長(野本 誠君) それでは、説明をさせていただきます。

今回の財産の取得でございますが、令和3年度健康増進施設機械器具購入でございます。トレーニング器具一式ということでございまして、具体的な内容につきましては、この裏面の2ページ目に購入物品一覧を掲載してございます。契約方法は指名競争入札でございまして、4社指名したところでございます。契約金額は1,000万8,350円、契約の相手方は有限会社内山スポーツさんでございます。

なお、今回の入札の落札率は97.89%でございました。

以上でございます。

○議長(渡邊秀雄君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、小澤 仁さん。

○5番(小澤 仁君) 内山スポーツさんほか3社ということなんですけれども、差し支えなければ3社の社名を教えてください。

○議長(渡邊秀雄君) 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 指名業者さんでございますが、有限会社小泉屋さん、そして有限会社内山スポーツさん、合資会社ほんぼさん、竹井機器工業株式会社さん、以上４社でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号については、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午後１時４１分 散 会